

柏崎技術開発振興協会 受注促進ホームページ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎技術開発振興協会（以下、「協会」という。）が行う受注促進ホームページ支援事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、受注開拓のための営業を目的としたホームページの開設または再構築に対して助成を行うことにより、販路開拓や受注拡大を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 本事業の対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 柏崎商工会議所機械金属工業部会又は一般工業部会のいずれかを主たる所属部会とする者
- (2) 柏崎市内に事業所を有するもので前号に規定する部会の対象業種に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、既に本事業の助成金の交付を受けた者は、理事長が特に認める場合を除き、同一年度内において助成対象者としなない。

(助成対象事業)

第4条 本事業の助成対象となるホームページは、柏崎商工会議所主催の「ものづくりネット活用塾」の受講を通じて、受注開拓のための営業を目的としたホームページの企画・立案・構成等の実践を経て開設または既存サイトの再構築をしたネット営業所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 単なる会社案内、製品・技術・商品案内のみのもの
- (2) 独自ドメインを取得しないもの
- (3) 更新の容易さと拡張性のためのCMSなどを設置していないもの
- (4) 柏崎市外の業者に制作委託したもの
- (5) 理事長が適当でないと判断するもの

(助成対象経費)

第5条 本事業の助成対象経費は、次の各号に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、自作の場合はホームページ作成ソフト費用のみとする。

- (1) サイト制作委託費（CMS設置費含む）
- (2) サーバー取得費またはレンタル料（1年分・複数年契約の場合は按分した額）
- (3) ドメイン取得費（1年分）
- (4) フォーム購入費またはレンタル料（1年分）
- (5) 他に必要なプログラム委託費

(助成金額等)

第6条 本事業の助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）とし、30万円を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、ネット営業所の公開後に、助成金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)を作成し、理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び助成金額の確定)

第8条 理事長は、前条の申請に係る必要な検査等により、当該申請に係る助成金を交付すべきと認めるときは、助成金の額を決定し、助成金交付決定書兼額確定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 助成金交付を受けた者は、次の各号の事項について承諾するものとする。

(1) 助成金の交付を受けたネット営業所の開設後3年間、理事長から成果状況について調査要請があった場合は状況報告を行うこと。

(2) 本事業を紹介する広報媒体に、事業者名、代表者名、ネット営業所サイト名、住所、設立年月、資本金、従業員数、電話番号、メールアドレスを公開すること。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、第8条の額の確定を行った後、助成金を交付する。

(助成金の経理)

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る収支を明らかにした帳簿や証拠書類等を当該助成事業終了後から5年間、保管及び管理しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 記

平成26年6月25日制定